

特定粉じん排出等作業に係る届出について

入善町

特定粉じん排出等作業

項	特定建設作業	規模
1	解体作業（次項又は3の項に掲げるものを除く。）	吹付け石綿もしくは石綿を含有する※断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業 ※石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外に方法で除去するもの（事項に掲げるものを除く。）	
3	解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	
4	改造又は補修作業	